

## 福井県貸切バス利用支援事業について（条件抜粋版）

### 1. 事業の目的

- ・県民等による貸切バスを利用した旅行を喚起し、福井県内で営業するすべての貸切バス事業者を支援するため、貸切バスの運賃・料金の一部を補助する

### 2. 事業期間

- ・令和3年4月1日～令和4年2月28日まで  
(ただし、予算総額に達した時点で補助金の交付は終了)

### 3. 補助額

- ・貸切バスの運賃・料金（税込）の1／2  
(上限：1台1運行あたり、75,000円（百円未満切り捨て))

### 4. 補助対象者

- ・福井県内に営業所を設置し福井県内を営業区域として一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者

### 5. 貸切バス利用者の定義

- ・貸切バスを利用する個人または団体 (個人手配)
- ・個人または団体の依頼により貸切バスの手配を行う者 (手配旅行、受注型企画旅行)
- ・自らが予め旅行計画を作成し旅行者を募集して貸切バスを利用する者 (募集型企画旅行)

### 6. 適用範囲

- ・北陸三県の県民による貸切バスを利用した旅行であること  
(なお、学校行事（幼稚園・保育園等を除く）については福井県内の学校に限り、かつ「嶺北から嶺南」もしくは「嶺南から嶺北」の移動が伴う修学旅行に限り利用可能とする)  
(ただし、①本事業以外で貸切バスの運賃・料金に関わる補助金の交付を既に福井県より受けている（または交付を受ける予定の）旅行、②国・自治体等の会議や研修旅行、③宗教活動・政治活動を目的とした旅行、④補助金交付決定日以前に着手（契約）している旅行については、対象外)
- ・旅行の行程の出発地または帰着地が福井県内であり、旅行の行程が福井県・石川県・富山県内のいずれか1県以上となり、かつ観光地を1カ所以上立ち寄る旅行であること  
(ただし、同一団体で出発地かつ帰着地のいずれもが福井県外となる場合、および福井県・石川県・富山県以外の都道府県が行程に入る場合は、対象外)
- ・県外客がこの補助金を利用する場合は、福井県内の観光地を1カ所（宿泊旅行の場合は福井県内で1泊）以上立ち寄る旅行であること  
(ただし、高速道路のSA・PA、トイレ休憩のみ施設は観光地とみなさない)

以上

## 福井県貸切バス利用支援事業の適用例

※前提条件としまして、1カ所以上の観光地を立ち寄ります。

【助成の適否】
①福井県内の学校の修学旅行（県から他の補助金なし）
・福井市～小浜市～越前市～福井市
・福井市～越前町～勝山市～あわら市～福井市（嶺南地区なし）
・小浜市～越前市～大野市～小浜市
・小浜市～越前市～大野市～あわら市～金沢市～富山市～小浜市
②県内の○○保育園
・福井市～越前市 ○、 ・福井市～小浜市～福井市
③一般の旅行 (泊)
・福井市～金沢市～氷見～富山市～福井市
・福井市～小松市～岐阜市～福井市（適用外市:岐阜市）
・小浜市～勝山市～小松市～輪島市（泊）～氷見～小浜市
・坂井市～勝山市～大野市～坂井市
・おおい町～高浜町～小浜市～敦賀市～滋賀県～おおい町 (北陸三県以外の県を含む行程)
④県外の一般者
・小松空港～勝山市～あわら市～小松空港 (北陸三県以外の県民の運送と区域が無い場合)
・小松空港～芦原温泉～福井市～敦賀市～米原市 (北陸三県以外の県民の運送と区域が無い場合)
・小松空港～芦原温泉 A社輸送、芦原温泉～小松空港 B社輸送 (同一団体で出発地及び帰着地のいずれもが福井県外)
・金沢市内～坂井市～あわら市～越前市～敦賀駅送り (石川県民の方を運送)